

第64号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

目次

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要 . . .	1～3ページ
長崎市火災予防条例新旧対照表	4～5ページ

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、長崎市火災予防条例（昭和37年長崎市条例第6号。以下「条例」という。）に規定する住宅用防災警報器等の設置の免除に係る要件を見直すとともに、その他所要の整備を行うため。

2 改正内容

- (1) 省令の改正に伴い、宿泊施設等の用途部分が300㎡未満の施設において、設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備を取り付けることにより、住宅用防災警報器等の設置を免除できることとなったことから、条例においても同様に設置を免除することができる規定を追加するもの。
- (2) その他所要の整備を行うもの。
 - ア 日本産業規格の根拠法の定義を明確にするもの。
 - イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る文言の見直しを行い、「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改めるもの。

3 施行期日

- (1) 特定小規模施設用自動火災報知設備については、公布の日
- (2) その他所要の整備のうち、
 - ア 日本産業規格については、平成31年7月1日
 - イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドについては、公布の日

4 根拠法令

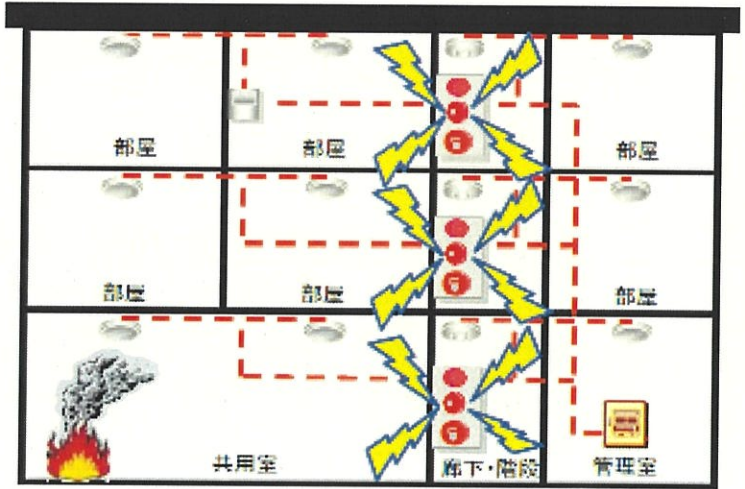
住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）

5 警報設備の種類

(1) 自動火災報知設備

火災による熱や煙を感知するための感知器や、人が火災を発見し警報を鳴らすための音響装置などが全て配線で接続されている設備であり、延べ面積300㎡以上の店舗や、延べ面積500㎡以上のアパートなどに、設置が義務付けられているもの。

(建物内の感知器、受信機、地区音響装置等が連動)



(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備

通常自動火災報知設備のように配線で接続する方式のほか、配線や音響装置がいない無線式の連動型感知器で、どの部屋で火災が起きても一斉に鳴動させ、火災発生を知らせる設備であり、延べ面積300㎡未満の小規模な福祉施設や宿泊施設などに設置することができるもの。

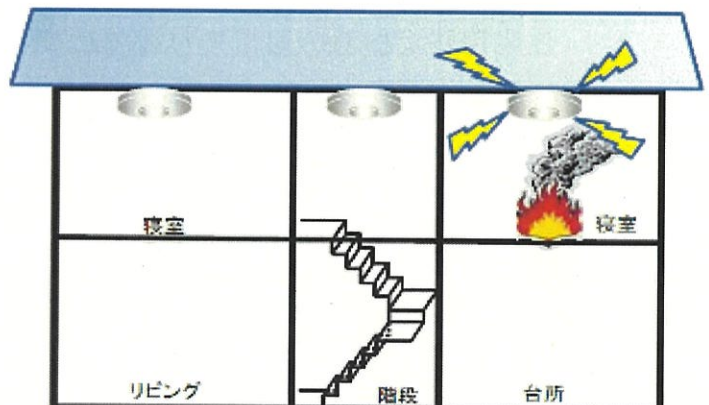
(全ての感知器が無線で連動)



(3) 住宅用防災警報器等

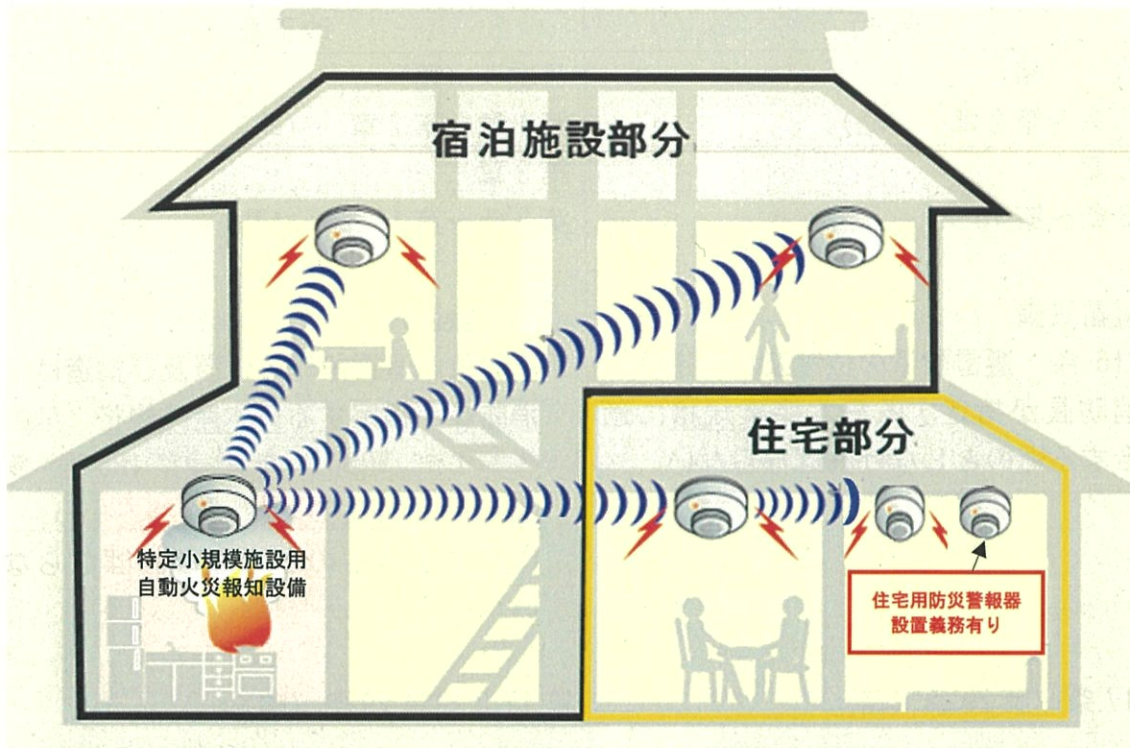
火災により発生する煙又は熱を感知し、音や音声により警報を発して、火災の発生を知らせる機器で、住宅の寝室や2階に寝室がある場合の階段部分などに市町村の火災予防条例に基づき設置が義務付けられているもの。

(感知した感知器のみ鳴動)

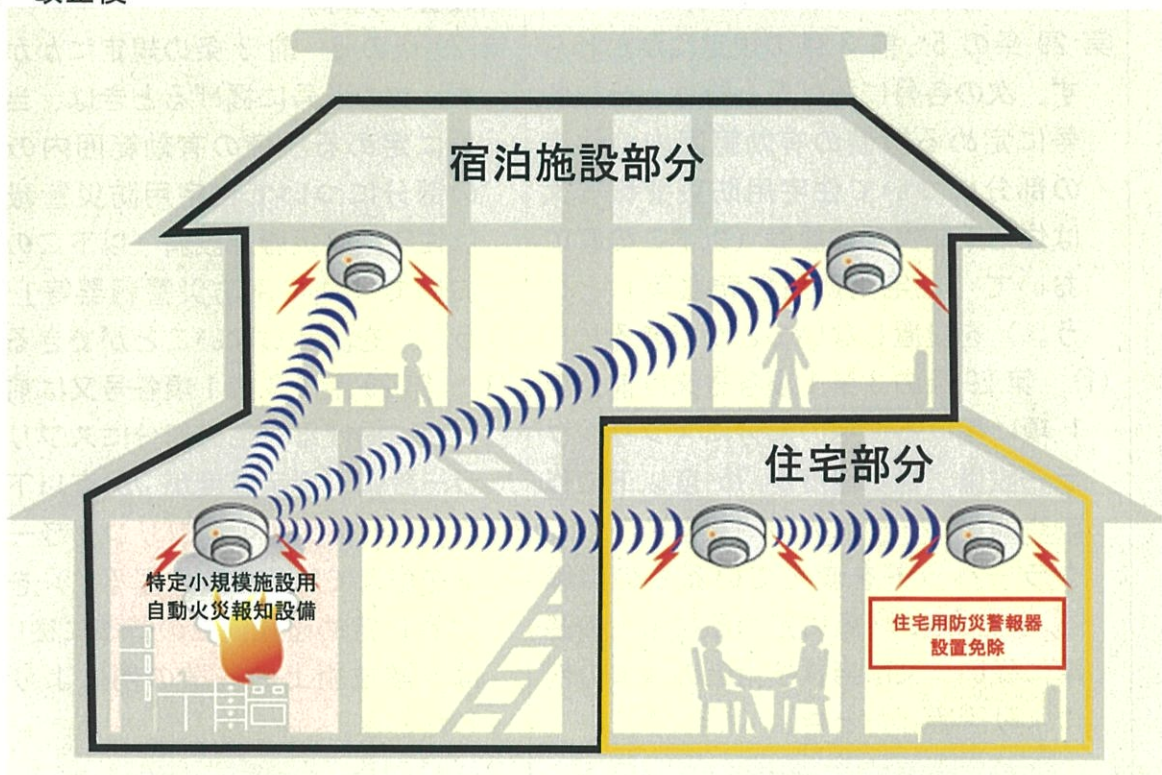


6 特定小規模施設用自動火災報知設備を住宅部分に設置した場合のイメージ

(1) 改正前



(2) 改正後



※総務省消防庁リーフレットを一部変更

7 長崎市火災予防条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第3条～第15条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第3条～第15条 (略)</p>
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格 <u>(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u> に適合するものとしなければならない。</p>
<p>第17条～第29条 (略)</p>	<p>第17条～第29条 (略)</p>
<p>第3章の2</p> <p>第29条の2～第29条の4 (略)</p>	<p>第3章の2</p> <p>第29条の2～第29条の4 (略)</p>
<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p>
<p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p>

現 行	改正案
<p>(6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>第 29 条の 6～第 29 条の 7 （略）</p> <p>第 4 章～第 9 章 （略）</p>	<p><u>(6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>第 29 条の 6～第 29 条の 7 （略）</p> <p>第 4 章～第 9 章 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>